

5 赤見小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのため、いじめを防止し、早期に発見、適切に解決に導いていけるよう学校や保護者、地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要である。

本校教育目標を達成するためには、教育活動の基盤である「生命尊重」「人権尊重」を推進し、いじめ問題の解決を図らなければならない。そのためには、教育目標を具現化し、「目指す児童像」「目指す教師像」「目指す学校像」を掲げ、その達成に積極的な取組は不可欠である。また、「特色ある学校の創造」における「豊かな心を育む」活動では児童間の触れ合いを大切にしながら、相互の人間関係を深める機会とする。そして、教師は「児童を愛する」という基本原理として、日々の教育に取り組むようにする。児童がいじめにより人権を侵害されたり、生命の危険にさらされたりすることに対して、全力を上げてその防止と解決に取り組むことは教師の使命であり、存在理由でもある。いじめられる児童の痛みを自らの痛みとしていじめの絶無のために「全ての教師が、あらゆる教育の場で、全ての児童を」を合い言葉とし、アンテナを高くして「自分のクラスや部活動などにいじめが起こりうる」という認識に立って、どんなに小さいいじめも見逃すことなく、以下に示すことを日々の教育活動で取り組むこととする。

いじめの定義「いじめ防止対策推進法第2条より」

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒の何らかの人的関係を指す。

「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する

以上のことから、本校では、法に基づき、これまでの取組を踏まえ、「赤見小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

- | |
|---------------------|
| (1) いじめの防止 |
| (2) いじめの早期発見 |
| (3) いじめへの対処 |
| ア いじめをされた児童への適切な対応 |
| イ いじめをした児童への適切な対応 |
| (4) 家庭や地域、関係機関等との連携 |
| (5) いじめ対策委員会 |

(1) いじめの防止

いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、「いじめを起こさない」「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識の下、「佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言」「宣誓『STOP THE いじめ』」等を生かし、いじめに向かわせないための取組を実践する。いじめが起こり、それに指導を加えるのでは対処療法であり、消極的な児童指導である。いじめを出さない集団づくりを目指すことが求められる。

ア いじめを出さない指導

- (ア) 一人一人の児童が学校生活に生きがい、居がいを感じられるよう、児童の一面だけを見ることなく、良さを認め励ますよう心がける。
- (イ) 児童と遊んだり、話をしたりすることで児童の目の高さになるように努める。また、児童の言葉にじっくりと耳を傾け、声なき声を聞き取るように心がける。児童との触れ合いを多くすることで、児童と信頼関係を結び、必要なときに、児童が相談できる人間関係を作る。
- (ウ) いじめをする児童の中には学習が不振な児童がいる。わかる授業、楽しい授業の展開に努め、児童が成就感や充実感が持てるようにする。
- (エ) いじめをする児童の中には、疎外感を持っている児童がいる。児童が疎外感を味わうことのないよう、各種行事や係活動を通して認め、励まし、学級への所属意識が高まるよう配慮する。
- (オ) 規範意識が低い学級や集団では人権侵害が起こる可能性が高い。各学級や集団における規範意識を高めるようにする。
- (カ) 集団での練り合いや深め合いを追求するための問題解決学習を充実させ、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論する授業づくりを行う。
- (キ) 構成的グループエンカウンターなどにより心と心の触れ合いを通して、自己理解や他者理解を深めさせる。
- (ク) 「私たちの道徳」を活用し、思いやりの心を育むなど「心の教育」を推進する。
- (ケ) 全ての教育活動を通して、道徳教育、体験的活動を充実させ、生命尊重・人権尊重の精神を養う。

イ いじめに対する積極的な取組

- いじめは単に学級だけの問題にとどまらず、学年全体や学年を超えて行われることがある。いじめの防止や解決に当たっては組織的な取組をする必要がある。
- (ア) ブロック会における情報交換会の実施(いじめ防止への状況提供、検討、対策)
 - (イ) ホウレンソウ(報告・連絡・相談)の徹底(知らなかったでは済まされない)
 - (ウ) 職員会議による共通理解の徹底といじめ問題解決のための研修
 - (エ) 担任、学年主任、養護教諭、児童指導主任、教科担任、部活動顧問等との連携・強化
 - (オ) いじめ対策委員会
問題の分析や対策のための話し合いが必要になったときや、緊急に深刻ないじめが発生したときに対応する。
 - (カ) インターネットを通じて行われる児童生徒が巻き込まれないように啓発活動を行う。児童生徒に情報モラルを身につけさせる児童の充実を図る。
 - (キ) 「赤小いじめ防止基本方針」に基づく取組を実施する。具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正、見直しをする。(PDCAサイクル)

ウ 生命尊重・人権尊重教育の推進

- (ア) 自他の生命を尊重することの指導の徹底と健康安全教育の充実
- (イ) 人権を尊重することの指導の徹底と人権教育の推進
- (ウ) 「強く」「正しく」「美しく」の目指す児童像達成のための推進
- (エ) 暴力否定の精神の伸長(体罰厳禁、言動注意)
- (オ) 体験的な活動を通して思いやりの心を育む豊かな人間関係の醸成

エ 教育目標の具現化による指導

(ア) 目指す児童像(赤見っ子の目標)の達成を通して

- ・強く：じょうぶなからだど、素直な心でがんばる子どもの育成
- ・正しく：進んで勉強し、よく考える子どもの育成
- ・美しく：力を合わせ、進んでよいことをする子どもの育成

(イ) 目指す教師像の達成を通して

- ・強く：明るく健康で、自分に厳しい教師になる
- ・正しく：進んで研修し、創意性のある教師になる
- ・美しく：他に協調し、一人一人の教師を大事にする教師になる

(ウ) 目指す学校像の達成を通して

- ・強く：明るく、楽しく、たくましさど活気のある学校を目指す
- ・正しく：正義がとおり、人間味があふれる学校を目指す
- ・美しく：一人一人が大事にされ、明日が待たれる学校を目指す

(2) いじめの早期発見

いじめについては「いじめられている側が、いじめられていると感じたとき」は、全ていじめという考えで指導に当たる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のために次に挙げることを中心に指導に当たる。

ア 「児童指導観察表(不登校・いじめ早期発見チェックリスト)」、「なやみチェックシート」による観察

チェックリスト、シートをもとに児童の微妙な変化に注意し、シグナルを見落とさないように心がける。主なものは学級経営録に綴じ込む。

イ 教育相談(随時・定期)

児童の変化に気付いたとき(チェックリスト、日々の観察等)は随時相談を実施し早期に発見・対応を図る。また、定期相談でも児童の悩みやいじめ等の問題行動の把握に努める。

ウ いじめ調査、悩み調査

調査の結果、把握できたいじめに対しては即座に対応する。

エ 養護教諭、担任以外の職員、部活動顧問との連携

担任の目が届かないところでいじめが行われている場合が多い。全教職員が連携を取り合い、どんな小さなことであっても担任に連絡し、実態の把握に努める。

オ あらゆる場での観察

授業中はもちろん、登下校、休み時間、給食、清掃、放課後、部活動などにおいていじめがないか十分に観察する。特に教師の目が届かない登下校や休み時間、放課後などは注意する。

- カ 教師と児童の信頼関係と児童との触れ合いの場で
教師と児童の信頼関係に基づく雑談の中から早期発見に努める。また児童との触れ合いの中から人間関係や上下関係を把握し観察する。
- キ 保護者との連携
連絡帳を活用や電話、家庭訪問等で、児童の学校での変化、家庭での変化を連絡し合い、早期に発見する機会とする。保護者より何らかの訴えがあった場合には即対応し、保護者(児童)の信頼を得るようにする。
- ク 電話相談窓口の周知
保護者及び児童が、友人関係やトラブルについて、いつでも相談できるように市の専門ダイヤルや学校の電話窓口を周知し、悩みを抱え込まないようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめをされた児童への適切な対応
いじめが発見された場合にはその解決に全力で努めなければならない。特にいじめを受けている児童に対しては、その痛みを十分に理解して、共感的に接し、再発防止のために次のような手順で指導に当たる。
- (ア) いじめを発見した場合には直ちにやめさせる。必要に応じて他の教師の応援を求める。
- (イ) いじめをされていた児童と、していた児童を別々の部屋へ連れていく。原則として複数の教師で対応をする。
- (ウ) いじめを発見した教師は事実を担任に報告する。
- (エ) 担任または関係教師はいじめの事実を正確に、詳細に把握し、記録する。
- (オ) いじめをした児童に対して事実の確認をする。
- (カ) わかったいじめの事実を学年主任、児童指導主任、教務主任、教頭、校長に報告して指導を仰ぐ。
- (キ) 担任は必要に応じて家庭に電話連絡し、事実を説明し、指導の不十分さを謝罪する。
今後の指導方針について説明し、協力理解を求める。
- (ク) 担任は必要に応じて家庭訪問をし、事実を説明し、指導の不十分さを謝罪する。今後の指導方針について説明し、協力理解を求める。
- (ケ) 必要に応じて担任、児童指導主任、教頭が家庭訪問し、事実を説明し、指導の不十分さを謝罪する。今後の指導方針について説明し、協力理解を求める。
- (コ) 職員の打合せや職員会議で事実を全教職員に報告し、共通理解を図り、全校体制で指導に当たる。
- (サ) 必要に応じていじめ対策委員会を開き、いじめられていた児童の精神面の援助について相談し指導に努める。
- (シ) いじめが再発しないように、いじめていた児童との関係修復に努める。
- (ス) いじめが再発しないように、特に観察、教育相談を継続的に行うように配慮する。
- イ いじめをした児童への適切な対応
いじめをした児童に対しては、毅然とした態度で臨み、自分の行いを見つめさせ、深く考えさせた上で、いじめられている側の痛みを理解させ、再びいじめをしないように諭し、約束させる。同時にいじめをする児童が抱えている問題についても研究し、なぜいじめをするのか問題の根本について探り、教育的な指導を継続的に行う。いじめの発見に際して次のような手順で当たる。

- (ア) いじめを発見した場合には直ちにやめさせる。必要に応じて他の教師の応援を求める。
- (イ) いじめをされていた児童と、していた児童を別々の部屋へ連れていく。原則として複数の教師で対応をする。
- (ウ) いじめを発見した教師は事実を担任に報告する。
- (エ) 担任または関係教師はいじめをした児童を別室に呼び、いじめられた児童からの情報と照らしながら、事実を正確に、詳細に把握し、記録する。この時に感情的に叱責したり、体罰を与えたりすることは絶対にしない。そして、冷静にいじめの事実を本人に認めさせながら話を聞くようにする。
- (オ) わかったいじめの事実を見守り指導主任、教務主任、教頭、校長に報告して指導を仰ぐ。
- (カ) 担任は必要に応じて家庭に電話連絡し、事実を説明し指導の不十分さに触れながら、今後の指導方針について説明し、一緒に問題に取り組もうという姿勢で接し協力を求める。
- (キ) 担任は必要に応じて家庭訪問し、事実を説明し指導の不十分さに触れながら今後の方針について説明し、一緒に問題に取り組もうという姿勢で接し協力を求める。
- (ク) 必要に応じて保護者を召喚する。担任、または児童指導主任が事実を説明する。今後の指導方針について説明し、協力を強く求める。教頭は話合いの場に立ち会う。必要に応じて今後の指導方針等について説明し、協力を強く求める。
- (ケ) ブロック会や職員会議で事実を報告し、共通理解を図り全校体制で指導に当たる。
- (コ) 必要に応じていじめ対策委員会を開き、いじめをする児童が抱えている問題を探り、問題の根本を解決することで、いじめを繰り返さないようにするための援助について相談し、指導に努める。
- (サ) いじめていた児童に謝罪させ、関係を修復させる。
- (シ) いじめを繰り返さないよう、特に観察、教育相談を継続的に行うよう配慮する。
- (ス) いじめをした児童の保護者が、いじめられた児童側に謝罪する場合についても相談に応じる。

(4) 家庭や地域、関係諸機関との連携

- ア 家庭との連携を密にし、児童理解に努めて、いじめの防止、早期発見、早期対応に努める。
- イ いじめられた児童の保護者に対しては事実を伝え、指導の不十分さを謝罪するとともに、全力でいじめ解消に取り組み、信頼回復に努める。
- ウ いじめをした児童の保護者に対しては事実を伝え、指導の不十分さにふれながら、一緒に問題解決に取り組む姿勢で協力を求める。
- エ 保護者会等でいじめ問題にも触れ、家庭と協力していじめの防止に努める。
- オ 学校新聞「赤小だより」P T A新聞「はぐるま」校長室だより「赤見っ子」等により、問題解決のための啓発を行う。
- カ 学校単独で解決できない問題に対しては、近隣の学校や地域社会、関係機関との緊密な連携を取りながら解決に努力する。
- キ「赤見っ子健全育成ネットワーク」における情報交換と連携による問題解決の取組を推進する。

(5) いじめ対策委員会

ア 目的

- (ア) いじめ予防に努める。
- (イ) いじめ発生時には迅速かつ適切な解決を図る。

イ 活動内容

- (ア) 組織的な観察、相談、調査等により、いじめを早期に発見する。
- (イ) いじめ発生時には「いじめ緊急対応会議」を開催し、指導方針、役割分担を検討し、組織的に対応することで、適切かつ早期にいじめを解決する。また、いじめを受けた児童が卒業するまで観察・援助を継続する。

ウ 組織

学校におけるいじめ防止等の対策の組織としていじめ対策を開催する。

エ 対応手順

